

第1回いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会

資料

- 資料1 いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会参加者名簿
- 資料2 いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会開催要綱
- 資料3 いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会の運営方法に関する取扱い（案）
- 資料4 旭川市市民参加推進条例 ※抜粋
- 資料5 附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準
- 資料6 旭川市情報公開条例 ※抜粋
- 資料7 「旭川市のいじめ対策」の基本的な考え方
- 資料8 「（仮称）いじめ防止条例」の制定
- 資料9 令和4年度におけるいじめ対策の強化

- 別冊資料1 旭川市いじめ防止基本方針（令和4年3月改定）
- 別冊資料2 学校いじめ防止基本方針＜策定の指針＞（令和4年3月改定）

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会 参加者名簿

※五十音順／敬称略

氏 名	よみがな	備 考
飯田 昭人	いいだ あきひと	北海道臨床心理士会
石前 聖香	いしまえ きよか	旭川市小学校長会
上田 信津子	うえだ しずこ	公募
勝本 敦洋	かつもと あつひろ	北海道教育大学旭川校
上村 利彦	かみむら としひこ	旭川市医師会
工藤 亘	くどう わたる	旭川市中学校長会
酒井 将平	さかい しょうへい	旭川弁護士会
高橋 陽一	たかはし よういち	公募
田中 康彦	たなか やすひこ	北海道警察旭川方面本部
長登 仁泰	ながのぼり きみひろ	旭川市PTA連合会

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会開催要綱

（趣旨）

第 1 条 いじめ防止条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に当たり、学校関係者、学識経験を有する者等の意見を聴くため、いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（職務）

第 2 条 懇話会は、条例についての意見交換等を行う。

（参加者）

第 3 条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学校関係者
- (2) いじめの防止等に関し学識経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤通学する 18 歳以上の者であり、公募に応じた者
- (4) その他教育長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は、10 人以内とする。

3 参加期間は、教育長が依頼した日から、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（会議の進行）

第 4 条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

（庶務）

第 5 条 懇話会の庶務は、旭川市教育委員会学校教育部教育指導課において行う。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、学校教育部教育指導課長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 12 日から施行する。

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会の運営方法に関する取扱い（案）

1 会議の公開

会議については、旭川市市民参加推進条例第13条に基づき、公開とする。そのため、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがある内容については、その取扱いに留意するものとする。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議録の作成

会議終了後、速やかに会議録を作成する。

会議録については、発言の要旨を記載した要点記録、個人名は無記名とし、内容については、参加者の確認を得た後に、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

4 参加者名簿

参加者名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

旭川市市民参加推進条例（抜粋）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 市民参加の内容（第6条－第13条）

第3章 市民投票（第14条）

第4章 市民参加推進会議（第15条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

21世紀に入り、自治体がその本来の機能を発揮し得る地方分権の時代を迎え、これまで以上に、市民と市が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となってきています。

私たち旭川市民は、これまでもまちづくりに参加し、特色のあるまちを築いてきました。今後更に市との情報の共有化を図るとともに、相互の補完、協力関係を進展させることによって協働の精神を培い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成し、それぞれが誇りを持って生活し、互いに喜びを分かち合えるような新しい旭川のまちを創造していかなければなりません。

私たち旭川市民は、自ら主体的に発言し、提案し、行動することが、まちづくりを推進するに当たっての強力な原動力になるものと自覚します。

ここに、市民と市との協働を基本に据えた市民参加の考え方を確認するとともに、将来に向かって更に市民参加を充実させ、一層推進するため、この条例を制定します。

（中略）

第2章 市民参加の内容

（市民参加の対象）

第6条 市の機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という。）は、市民参加を求めないことができる。

4 市の機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策（第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。

5 市の機関は、市民参加を求めなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答しなければならない。

（市民参加の時期）

第7条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前（議会の議決を要するものにあつては、議会提案前）のできるだけ早い時期から市民参加を求めるよう努めなければならない。

（市民参加の方法）

第8条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。

2 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。

3 市の機関は、高度な専門性を有する施策にあつては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあつては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。

（情報の公表）

第9条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

（市民参加の結果の取扱い）

第10条 市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。

2 市の機関は、前項の規定により考慮した結果を、速やかに、当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民が特定できない場合その他市民参加の方法若しくは性質により回答することが困難な場合、又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、第1項の規定により考慮した結果を公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

4 市の機関は、自発的な市民参加があつた場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項及び第2項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。

（意見提出手続）

第11条 市の機関は、第6条第1項各号に掲げる施策については、意見提出手続を行う

ものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であつて、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであつて、市民参加を求める場合は、意見提出手続を行わないことができる。

2 次の各号に掲げるものは、意見提出手続において、意見を提出することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 前2項の意見提出手続の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の委員)

第12条 市の機関は、附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であつて、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の会議の公開等)

第13条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(中略)

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行)

附 則（平成20年12月12日条例第64号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準

(対象とする会議)

第1条 この基準の対象とする会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律か条例（以下「法令等」という。）により設置される合議制の機関（以下「附属機関」という。）の会議とする。また、要綱等により設置される懇談会等の会議についても、附属機関に準じて運用するものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項か第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第3条 第2条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん、調停に関する会議は、非公開とする。ただし、次に掲げる口頭審理等（審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。）については、これを公開することができる。

- (1) 不服申立てや苦情に関する口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせんや調停に関する口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関が会議を開催するときは、会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。

- 2 前項に規定する附属機関の会議開催の事前公表は、原則として、当該会議を開催する日の2週間前までに、附属機関の会議開催のお知らせ（以下「会議開催案内」という。）（様式第1号）を市の総合庁舎前掲示板と市政情報コーナーに掲示するとともに、当該会議開催案内に掲げる事項を旭川市ホームページに掲載することにより行うものとする。
- 3 附属機関の庶務を処理する課等（以下「事務局」という。）は、会議開催案内に必要事項を記入し、当該会議開催の事前公表を行う日の前日までに、市民生活部市民活動課に提出するものとする。

(会議の傍聴)

第5条 附属機関の会議は、第2条か第3条のいずれの規定により非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができる。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、附属機関の会議の会務を総理する者（以下「会長等」という。）の指示に従い、静穏に傍聴しなければならない。

3 傍聴者は、会長等の許可を受けずに撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関がこれを定めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 附属機関の会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。

ただし、会議資料のうち、著しく大量の資料や、図面、地図、写真等の添付資料については、当該資料を会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、閲覧に供することにより配付に代えることができる。

(会議の記録の作成)

第7条 附属機関は、その会議が終了した後、速やかに、当該会議の記録を作成しなければならない。ただし、著しく大量であって、会議の性質によりテープ等に記録しておくことで足りる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する会議の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称と議題

(2) 会議の開催の日時と場所

(3) 出席者の氏名

(4) 会議の公開・非公開の別

(5) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(6) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）

(7) 議事の内容

(8) その他附属機関が必要と認める事項

3 第1項本文の規定により作成した会議の記録の内容については、当該会議の出席委員かその他附属機関が指名した者の確認を得るものとする。

(会議の記録の公表等)

第8条 附属機関の会議を公開したときは、速やかに、当該会議の記録（会議の資料を含む。以下同じ。）を公表するものとする。また、会議を公開しなかった場合においても、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の記録を公表するよう努めるものとする。ただし、いずれの場合であっても、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項と第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

(1) 会議が終了したことや相当の期間が経過することにより、非公開の理由が消滅する場合

(2) 会議を開催した結果、予定していた非公開事項が審議に含まれなかった場合

(3) その他公表することが適当であると附属機関が認めた場合

2 前項本文に規定する公表は、担当部局と市政情報コーナーでの供覧、市のホームページへの掲載により行うものとする。

3 第1項本文の規定により公表した会議の記録は、当該会議の記録に関する会議を開催した日の属する年度の翌々年度の末日まで公表しなければならない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 附属機関の会議の公開と会議の記録の公表（以下「会議の公開等」という。）について法令等，規則，訓令に特別の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

(庶務担当課の役割)

第10条 各部署の庶務担当課は，旭川市事務分掌条例施行規則第18条第2項第5号の規定により，会議の公開等の適正な実施を確保し，推進するための事務を担うものとする。

(市民参加推進会議への報告)

第11条 事務局は，附属機関の会議の公開等の実施結果を，随時，市民生活部長に報告するものとする。(様式第2号)

2 市民生活部長は，前項により報告された実施結果をとりまとめ，毎年1回以上，旭川市市民参加推進会議に報告するものとする。

附 則

(適用期日)

1 この基準は，平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際，既に会議の開催が決定している場合であって，第5条に定める会議開催の事前公表に要する期間を確保できない場合等正当な理由があるものについては，この基準を適用しないことができる。

附 則 (平成17年8月1日決裁)

この基準は，平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日決裁)

この基準は，平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月3日決裁)

この基準は，平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日決裁)

この基準は，平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日決裁)

この基準は，平成29年4月1日から施行する。

旭川市情報公開条例（抜粋）

平成17年3月24日
条例第 7 号

改正 平成20年12月12日条例第64号

改正 平成28年3月25日条例第24号

旭川市情報公開条例（平成3年旭川市条例第25号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の公開（第5条－第18条）

第3章 審査請求等

第1節 諮問等（第18条の2－第21条）

第2節 情報公開・個人情報保護委員会（第22条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第23条－第26条）

第5章 雑則（第27条－第29条）

附則

地方分権が進展する新たな時代の中で、市政への市民参加の促進と公平、公正で透明な市政の運営により、日本国憲法が保障する地方自治を確立していくことが求められている。

情報公開制度はこのような考えの下で、開かれた市政を推進していくためになくてはならない仕組みとして発展してきたものである。

旭川市は、市民の「知る権利」を尊重し、市民がその知ろうとする市の保有する情報の公開を一層推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の十分な理解と的確な評価の下に市民参加を推進し、公平、公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム

及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するものを除く。

- (3) 公文書の公開文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に基づく公文書の公開のほか、市政に関する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な公開請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

（公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公開請求をすることができる。

（公開請求の手続）

第6条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

- 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるとき（公開請求に係る公文書を実施機関が特定するために必要な事項が記載されていないときを含む。）は、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しな

なければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報
 - (2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体，地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (3) 公開することにより、人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
 - (4) 市及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ，不当に市民の間に混乱を生じさせ，又は特定のものに不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
 - (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて，次に掲げるもの
 - ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関する情報であつて，公開することにより，正確な事実の把握を困難にし，又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にすると認められるもの
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて，公開することにより，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関する情報であつて，公開することにより，その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
 - エ 人事管理に係る事務に関する情報であつて，公開することにより，公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか，事務又は事業の性質上，公開することにより，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- （個人情報非公開）

第8条 実施機関は，公開請求があつた場合において，当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が，個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

（後略）

「旭川市のいじめ対策」の基本的な考え方

いじめ対策の充実強化に向けた現状認識

未然防止・早期発見

いじめは、学校内のみならず、校外やインターネット上でも起こり得ることから、これらのいじめについても、未然防止と早期発見を図る必要がある。

早期対応・早期解決

いじめが疑われる段階から適切に対応しなれば、重篤化するおそれがあることから、早期に対応し、重大事態に至る前に早期解決を図る必要がある。

重大事態への対処

いじめを受けた子どもや保護者の切実な思いに寄り添い、対応に当たるとともに、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる必要がある。

教育・行政・地域の連携による「旭川モデル」の構築

(仮称) いじめ防止条例の制定

いじめから子どもの命と尊厳を守るため、市、学校、子ども、保護者、市民等の責務や役割を示すとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

学校・教育委員会の体制強化

- ・いじめの早期発見に資する調査や相談体制の充実
- ・教職員を対象に事例研究を中心とした実践的な研修や指導助言の実施
- ・いじめや人権に関わる学習の実施や子ども等の主体的取組の推進

いじめ対策専門部署の設置

- ・子どもと保護者からの相談のほか、関係機関や地域住民からの通報や情報提供にも対応するいじめ相談窓口の整備
- ・いじめを受けた子どもや保護者に寄り添った専門的、継続的な支援の実施

関係機関や地域住民との連携

- ・地域住民の見守りや声かけと、いじめ等の子どもの変態に関する情報提供によるいじめの未然防止と早期発見の推進
- ・関係機関との緊密な連携によるいじめの未然防止と早期発見、早期解決の推進

本市の目指す姿

子どもの命と尊厳を守り、子どもが安心して学ぶことができるまち

「(仮称)いじめ防止条例」の制定

条例の基本的な考え方

- ◎教育委員会と市長部局が両輪となって、児童生徒をいじめから守ることができ体制を構築する。
- ◎保護者や地域の方にも協力を仰ぎ、地域ぐるみでいじめを防止する。
- ◎児童生徒が条例づくりに参画し、いじめ防止に向けた主体者としての意識を高める。
- ◎旭川市いじめ防止等対策委員会による重大事態の調査に基づき再発防止に向けた提言結果を踏まえる。

条例の構成(案)

- 総則**
 - ・条例制定の目的・定義
 - ・基本理念
 - ・いじめの禁止と児童生徒の心構え
 - ・市及び教育委員会の責務
 - ・学校及び教職員の責務
 - ・保護者の役割
 - ・市民等(市民、地域活動団体、事業者)の役割
 - ・関係機関等(警察、児童相談所、法務局等)の役割
 - ・財政上の措置等
 - ・個人情報情報の取扱い
- いじめ防止基本方針等**
 - ・旭川市及び学校のいじめ防止基本方針
 - ・旭川市いじめ防止等連絡協議会
 - ・旭川市いじめ防止等対策委員会
 - ・旭川市いじめ問題再調査委員会
 - ・市長部局におけるいじめ対策専門部署
- 基本的施策**
 - ・学校におけるいじめの防止
 - ・いじめの防止・早期発見
 - ・関係機関との連携
 - ・いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - ・インターネットを通じたいじめへの対策の推進
- いじめの防止等に関する措置**
 - ・学校におけるいじめ対策のための組織
 - ・いじめに対する措置
 - ・校長及び教員による懲戒
 - ・出席停止制度の適切な運用
 - ・学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・いじめへの対処の是正の指示、要請、勧告
- 重大事態への対処**
 - ・教育委員会及び学校による対処
 - ・市長部局による対処

条例制定に向けた体制・スケジュール

		令和4年												令和5年					
		～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月					
市全体	○市内検討会議(条例検討部会) ・学校教育部・子育て支援部 ・総合政策部・総務部・市民生活部	第1回 市内検討会議	骨子案の作成												第3回 市内検討会議				
	○総合教育会議	条例制定の取組等の協議・調整	骨子案の協議・調整												素案・案の協議				
市教委	○教育委員会会議	条例制定の取組に係る協議	骨子案の協議												素案・案の協議				
	○懇話会(10名) 小学校長、中学校長、学識経験者、弁護士、医師、警察官、臨床心理士、保護者、公募参加者2名	第1回 いじめ防止対策への意見聴取	進捗状況の報告	パブリックコメント												第3回 素案・案への意見聴取			
	○その他市民参加	いじめ防止等連絡協議会	生活・学習アンケート	児童生徒・保護者・地域等への説明												いじめ防止等対策委員会			
					素案・案の作成・決定												いじめ防止等連絡協議会		
		条例案 議会審議												条例の説明・周知		関連予算 議会審議		条例の施行	

令和4年度におけるいじめ対策の強化

「旭川市いじめ防止基本方針」の改定

性に関わる事案や複数の学校にまたがる事案への対応、民間の相談機関等との連携、学校いじめ対策組織の構成と運用等の内容を付加

学校における早期発見の機会の充実

北海道教育委員会による年2回のいじめアンケートに加え、旭川市教育委員会の調査（新規）を2月に実施

教職員を対象とした研修の充実

各学校における校内研修，管理職を対象とした市主催研修，生徒指導担当者を対象とした市主催研修（新規），教員のキャリアアステーションに応じた法定研修，全小中学校を訪問しての指導・助言の実施

法律・心理の専門家等による相談体制の整備・充実

スクールカウンセラーの配置時間の拡充による児童生徒や保護者への心理面での相談支援の強化，北海道教育委員会の事業を活用した弁護士による学校への法的側面の支援（新規）

各種関係機関との連携の強化（新規）

子ども総合相談センターとの相談対応の定期的な共有など連携の強化

児童生徒への「生命（いのち）の安全教育」等の実施

令和3年度に実施した「生命（いのち）の安全教育」の授業を継続するとともに，「いじめや人権にかかわる学習」（新規）を実施

児童生徒が主体となった取組の推進

いじめ問題についての協議等を行う「生活・学習Actサミット」^{開催}
の開催
※令和4年度は「（仮称）いじめ防止条例」について協議予定
「児童会・生徒会チャンネル」を活用した各学校の取組の交流